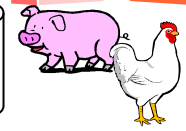




新しい飼養衛生管理基準が施行されます



家畜伝染病予防法（家伝法）の一部改正に併せ、新たな飼養衛生管理基準が10月1日から施行されます。家畜伝染病の被害を最小限でとどめるため、「発生の予防」の観点から、畜産農家の皆さまに最低限守っていただく事項を家畜ごとに取りまとめています。主な項目は、次のとおりとなります。（下線は新規に加えられました）

- I 家畜防疫に関する最新情報の把握等（家畜衛生講習会への参加、農林水産省ホームページ等からの情報収集）
- II 衛生管理区域の設定（畜舎や飼料タンク、飼料倉庫、生乳処理室などを含む区域が該当）
- III 衛生管理区域への病原体の持込み防止（農場や、衛生管理区域と畜舎の出入口付近に消毒設備を設置）
 - ・衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限
 - ・衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
 - ・衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒等
- IV 野生動物等からの病原体の感染防止
- V 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - ・畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等
 - ・空房又は空ハッチの清掃及び消毒
 - ・密飼いの防止（健康に悪影響を及ぼすような過密な状態での飼養の禁止について明記）
- VI 家畜の健康観察と異常が確認された場合の対処（口蹄疫及び鳥インフルエンザについて特定症状を明記）
 - ・特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
 - ・毎日の健康観察
 - ・家畜を導入、出荷又は移動時の健康観察等
- VII 埋却等の準備（家畜の所有者が遵守すべき事項として、埋却地の確保について明記）
- VIII 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管（衛生管理区域に立ち入った者等記入、1年以上保存）
- IX 大規模所有者に関する追加措置（牛（成牛）2百頭以上、豚3千頭以上、鶏10万羽以上の飼養者のみ該当）
 - ・獣医師等の健康管理指導
 - ・通報ルールの作成等

※家畜別の詳細な飼養衛生管理基準等については、近日中に各農家の皆さまに配付する予定です。基準に遵守した飼養管理の実施をよろしくお願いいたします。